

2019年度 両立支援等助成金のご案内

職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援します!!

職業生活と
家庭生活の
両立支援

男性の育児休業取得を促進!

出生時両立支援コース

仕事と介護の両立支援!

介護離職防止支援コース

仕事と育児の両立支援!

育児休業等支援コース

育児・介護等による
退職者の再雇用!

再雇用者評価処遇コース
(カムバック支援助成金)

女性活躍推進

女性の活躍を推進!

女性活躍加速化コース

事務所内に保育施設を!

事業所内保育施設コース

※「事業所内保育施設コース」は、平成28年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。新たに事業所内保育施設の設置等を行う場合は、企業主導型保育事業(内閣府)による助成制度の活用をご確認ください。

1 出生時両立支援コース

男性が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、男性の育児休業や育児目的の休暇の利用者が出た事業主に支給します。

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育休取得	57万円【72万円】	28.5万円【36万円】
② 2人目以降の育休取得	a育休5日以上:14.25万円【18万円】 b育休14日以上:23.75万円【30万円】 c育休1ヶ月以上:33.25万円【42万円】	a育休14日以上:14.25万円【18万円】 b育休1ヶ月以上:23.75万円【30万円】 c育休2ヶ月以上:33.25万円【42万円】
③ 育児目的の休暇の導入・利用	28.5万円【36万円】	14.25万円【18万円】

※ 支給額【 】内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。中小企業の範囲は最終ページをご覧ください。(以降同様)
※ 生産性要件や、1事業主あたりの支給回数など詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください(最終ページ参照)。

2 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに基づいて介護休業の円滑な取得・職場復帰に取り組んだ、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)を導入し、利用者が出た中小企業事業主に支給します。

	支給額
A. 介護休業	休業取得時 28.5万円【36万円】
	職場復帰時 28.5万円【36万円】
B. 介護両立支援制度	28.5万円【36万円】

※A・Bとも1事業主1年度5人まで支給。

3 育児休業等支援コース

- I 育休取得時・職場復帰時 「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに基づいて労働者が育児休業を円滑に取得、職場復帰した場合に中小企業事業主に支給します。
- II 代替要員確保時 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた 中小企業事業主 に支給します。……
- III 職場復帰後支援 育休から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が出た中小企業事業主に支給します。

支給額 生産性要件を満たした場合は【 】の額を支給。

	支給額
育休取得時	28.5万円【36万円】
職場復帰時	28.5万円【36万円】
職場支援加算(※職場復帰時に加算)	19万円【24万円】

※1事業主あたり2人まで支給。
(有期契約労働者1人・雇用期間の定めのない労働者1人)
※有期契約労働者であるか雇用期間の定めのない労働者であるかの判定は、育休復帰支援プランの策定日において行います。

お問い合わせ先

宮崎労働局雇用環境・均等室

電話番号:0985-38-8821

みやざき働き方改革推進支援センター

働き方改革についての相談窓口、専門家派遣・出張相談、働き方改革セミナー等



0120-975-264

宮崎市橘通東4-1-4 宮崎河北ビル7F
月曜日～金曜日（休日：土・日・祝日・年末年始）9:00～17:00
FAX.0985-35-3923 E-mail desk@ahc-net.co.jp

宮崎県の施策

あなたの会社も 「仕事と生活の両立応援宣言」しませんか？

宮崎県では、「仕事と生活の両立応援宣言」企業を募集しています！

「仕事と生活の両立応援宣言」とは

企業・事業所のトップの方に、従業員が仕事と生活の両立ができるような、「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言してもらう制度です。

宣言すると・・・

- 県のホームページや刊行物などで広く紹介します！
- 宣言書（左見本）を額縁に入れてお渡しします！
- 次世代法に基づく一般事業主行動計画の公表先として活用できます！



企業の
イメージアップ

優秀な人材の
確保

仕事と生活の両立についての理解を深め、
働きやすい職場づくりをすすめる
きっかけにしてください♪

職場の活性化

などの効果が期待できます!!

- ※ 宮崎県内に事業所がある、すべての企業・事業所が宣言できます。
（本社が県外にある場合でも、事業所が県内にあれば宣言できます。）
- ※ 事業所規模は問いません。



☆登録企業・事業所のみなさんからこんな声をいただいています☆

- 子どものいる社員から働きやすくなったという声が増えた。新規採用の際、働きやすい職場として紹介できるようになった。
- 子どもや家庭のことなどの相談ができるようになり、お互い理解し合えるようになったため、仕事のフォローもスムーズになった。
- 宣言したことで事業所側も積極的に有給休暇の取得を促すような雰囲気になった。
- 有給休暇の計画的な取得やノー残業に努める日が定着してきた。また、非効率な仕事を見直す意識も高まってきた。
- 子どもに合わせて仕事を休むことができ、仕事と子育てを両立しやすい環境になったと感じている。

宣言企業についての詳細は、[県庁ホームページ](#)をご覧ください！

宮崎県 仕事と生活の両立

- ※ 下記問合せ先へお電話いただければ申込書を郵送いたします。
- ※ 申込書は、県ホームページからもダウンロードできます。

お申込み・
お問合わせ先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課労政福祉担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電話番号：0985-26-7106 メールアドレス：koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp